

# 裁 決 書

審査請求人の住所及び氏名

岡山市北区〇〇〇〇  
〇〇 〇〇

不作為庁

岡山市北区中央福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成30年5月29日付けで提起された、上記不作為庁（以下「不作為庁」という。）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護の変更申請に関する不作為に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求に係る不作為は、違法である。

## 理 由

### 1 事案の概要

(1) 請求人は、精神障害者保健福祉手帳の等級が3級から2級に変更されたとして、平成30年1月11日、岡山市北区中央福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）の窓口に赴き、不作為庁に対して生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1の第2章の2に規定する障害者加算（以下「障害者加算」という。）の認定を求め書面による申請を希望したが、不作為庁は応じなかった。

なお、不作為庁は、岡山市生活保護法施行細則（平成8年3月29日市規則第38号）第4条により申請書の様式を定めている。

(2) 請求人は、平成30年5月1日、電話により不作為庁に対して再度障害者加算の認定を求め書面による申請を希望したが、不作為庁は応じなかった。

(3) 不作為庁は、(1)及び(2)の請求人の求めに対して、請求人が障害基礎年金の受給権を有するにもかかわらず、請求人が当該年金の裁定請求を行わない

として、障害者加算を認定する処分を行っていない。

## 2 審理関係人の主張の要旨

### (1) 請求人の主張

請求人の主張は、「障害者加算の認定について、平成30年1月11日及び同年5月1日に書面による申請を希望したが、不作為庁から申請書類を渡してもらえなかったため、口頭により申請した。」というものである。

### (2) 不作為庁の主張

不作為庁の主張は、「障害者加算を認定しないのは、請求人が障害基礎年金の受給権を有するにもかかわらず、請求人が当該年金の裁定請求を行わないためであり、不作為庁の対応に違法又は不当な点はなく、適法かつ正当である。」というものである。

## 3 審査庁の判断

### (1) 本件審査請求に係る規定について

申請による保護の変更については、法第24条第1項において「保護の開始を申請する者は、（中略）申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。」とされ、同項は、第9項により保護の変更の申請について準用される。また、第3項において「保護の実施機関は、保護の開始申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」とされ、第5項において「第3項の通知は、申請のあつた日から14日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができる。」とされており、第3項及び第5項は、第9項により保護の変更の申請について準用される。

### (2) 保護の変更申請の有無について

請求人は、「書面による申請を希望したが、不作為庁から申請書類を渡してもらえなかったため、口頭により申請した。」と主張している一方、不作為庁はこのことについて具体的に弁明していないことから、「不作為庁は、請求人の要求に応じず申請書の交付をしなかったため、請求人は、口頭により保護の変更申請をした。」との事実を認定する。また、1の(1)のとおり、請求人が平成30年1月11日に福祉事務所の窓口に赴いて書面による申請を希望したことを考慮すると、不作為庁が請求人の要求に応じず申請書を交付しなかったことは、請求人には法第24条第9項により準用される第1項に規定

する「申請書を作成することができない特別な事情」があったと認められるため、口頭による申請行為は有効である。

以上により、請求人が障害者加算の認定を求めた平成30年1月11日に保護の変更申請があったものと判断する。

(3) 保護の変更申請における処理期間について

有効な保護の変更申請があった場合には、法第24条第9項により準用される第3項及び第5項の規定により、遅くとも申請のあった日から30日以内に、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないが、不作為庁は現時点において通知をしていない。このことは、違法である。

#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求は、本件審査請求には理由があると認められるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第49条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

なお、本件審査請求は、請求人に対して障害者加算を認定すべきか否かを審査するものではない。

平成31年1月9日

岡山県知事 伊原木 隆太